

# 茨城県アマチュアゴルフ連盟 規則

## 第1章 総則

### 〈名称〉

#### 第1条

本連盟は、茨城県アマチュアゴルフ連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

### 〈事務所〉

#### 第2条

本連盟は、事務所を会長の指定する場所に置く。

〒310-0805 茨城県水戸市中央二丁目8-37 茨城味噌会館3F TEL. 029-231-5696 FAX. 029-231-8888

事務局長は、会長の指名により置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### 〈目的〉

#### 第3条

本連盟は、ゴルフを通じ会員相互の親睦を図り健全な身体と明朗闊達な精神を涵養するとともに、国民スポーツとして、アマチュア・ゴルフの正しい普及と競技力の向上に寄与することを目的とする。

### 〈事業〉

#### 第4条

本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 競技会、講習会、研修会等の開催と協力
2. 指導者の養成と資質の向上
3. 競技力の向上
4. 各種競技会への選手の派遣と援助
5. 会報等の発行
6. 加盟団体の育成指導と連絡融和及び上部団体への協力
7. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織及び登録

### 〈組織〉

#### 第5条

本連盟は次に掲げる団体で、本連盟の趣旨に賛同し理事会において加盟が承認された団体及びその構成員をもって組織する。

1. 県内各市町村を総括し代表する市町村のゴルフ団体
2. 県内のゴルフ愛好団体
3. 県内に在住または、在学するゴルフ愛好者
4. 県内に所在する大学、高校のゴルフ部
5. 県内に所在するゴルフ場及び練習場

### 〈加盟〉

#### 第6条

1. 前条に定める団体は、別に定める加盟規定に基づき理事会の承認を得て加盟することができる。
2. 本連盟の主催する競技会及びその他の事業には、正規の手続きを経て加盟されている者以外は参加することができない。但し、オープン競技会についてはその限りではない。
3. 本連盟に加盟している団体で、加盟団体としてふさわしくない行為または規則に違反した団体は理事会及び評議員会の議決を得て加盟を取り消すことができる。

## 第4章 役員

### 〈役員〉

#### 第7条

1. 本連盟に次の役員をおく。  
会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事50名以内、常任理事35名以内、監事3名以内とする。
2. 理事及び監事は別に定める規定に基づき、会長の指名により評議員会において選任する。
3. 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は理事の互選に基づき理事会が選任し評議員会の承認を得るものとする。
4. 会長、副会長は当然に理事となる。
5. 監事は理事を兼ねることができない。

### 〈職務〉

#### 第8条

1. 会長は本連盟を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を代行する。
3. 理事長は会長を補佐し、理事会の決議に基づき本連盟の職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
5. 常任理事は理事長を補佐し、常時発生する業務を処理し本連盟の運営に常時関与する。
6. 監事は会計を監査する。

### 〈役員任期〉

#### 第9条

1. 本連盟の役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 補員または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了の場合においても残任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

### 〈役員解任〉

#### 第10条

本連盟の役員が役員としてふさわしくない行為のあった場合は、その任期中であっても理事会及び評議員会の決議によりこれを解任することができる。

### 〈名誉会長・顧問〉

#### 第11条

1. 本連盟に名誉会長、最高顧問をおく。名誉会長1名、最高顧問若干名、顧問若干名
2. 最高顧問は本連盟に特に功績があったものを理事会が選出する。
3. 名誉会長、顧問は評議員会に諮って会長が委嘱する。
4. 名誉会長、顧問は会長、及び理事会の諮問に応ずることができる。
5. 名誉会長、顧問は理事会、評議員会に出席して諮問に応ずることができる。

## 〈評議員〉

### 第12条

1. 本連盟に評議員をおく。
2. 評議員は本連盟に加入する団体から別に定める基準に基づき選出し、理事会でこれを承認し会長が委嘱する。

## 第5章 会議

### 〈評議員会〉

#### 第13条

1. 評議員会は、本連盟の最高議決機関である。
2. 評議員会は評議員で組織し、毎年1回会長が招集し会長が議長となる。  
但し、会長が必要と認めた場合又は評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあった時は、臨時に評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会は次の事項を議決する。
  - (1) 毎年度の事業計画及び収支予算
  - (2) 毎年度の事業報告及び収支決算
  - (3) 理事及び監事の選出
  - (4) 規則の制定・改廃
  - (5) その他、本連盟の事務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

### 〈理事会等〉

#### 第14条

1. 理事会は理事（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を含む）で組織する。
2. 理事会は必要に応じて会長が招集しその議長となる。
3. 理事会は評議員から委嘱された事項及び評議員会に提案する案件のほか、第4条に定める事業遂行上必要と認められる事項を審議する。
4. 常任理事会は会長が招集し、議長となり評議員会及び理事会に提出する事項を審議するもののほか常時発生する業務及び会議にかけて審議するいとまのない緊急事項を審議する。

### 〈定足数〉

#### 第15条

評議員会若しくは理事会は、定数の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

### 〈議決〉

#### 第16条

評議員会若しくは理事会における議決は、出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。

### 〈議事録〉

#### 第17条

総ての会議は議事録を作成し、議長及び出席者2名以上の署名押印の上これを保管しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### 〈運用資金〉

#### 第18条

1. 本連盟の運用資金は、次に掲げるものとする。
  - (1) 加盟料
  - (2) 個人登録料
  - (3) 事業収益金
  - (4) 協賛寄付金
  - (5) その他の収入
2. 本連盟は理事のうち3人を経理委員とし、会計及び資産に関する事項を経理せしめる。
3. 経理委員は、会計及び資産に関する帳簿を作成し保管しなければならない。

### 〈事業計画及び収支予算〉

#### 第19条

1. 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前に会長が編成し理事会、評議員会の議決を経なければならない。
2. 事業計画及び収支予算に変更を生じた場合、理事会の承認を受けなければならない。

### 〈事業報告及び収支決算〉

#### 第20条

本連盟の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し理事会の議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。

### 〈会計年度〉

#### 第21条

本連盟の会計年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終る。

## 第7章 専門委員会

### 〈専門委員会〉

#### 第22条

1. 本連盟に事業遂行上必要と認めた場合には、理事会の承認を経て専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会の名称、委員会及び構成、事業内容等については理事会が定める。

## 第8章 規則の変更

### 〈規則の変更〉

#### 第23条

本連盟の規則は、評議員会及び理事会の定数の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

## 第9章 附則

### 〈附則〉

#### 第24条

本連盟の規則の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

### 〈施行期間〉

この規則は平成25年2月1日から施行する。